

事業利用約款

経営ビジネス協同組合

全国商工事業協同組合連合会

目 次

第1編 総 則

- 第1条 目 的
- 第2条 契 約
- 第3条 期限の利益喪失
- 第4条 不安の抗弁権
- 第5条 契約解除
- 第6条 与信情報の開示
- 第7条 返還義務
- 第8条 保証金
- 第9条 連帯保証
- 第10条 事業利用料金の請求
- 第11条 相 殺
- 第12条 領収書の取扱い
- 第13条 延滞金
- 第14条 機密保持
- 第15条 個人情報の取扱い
- 第16条 情報共有
- 第17条 通知事項
- 第18条 反社会的勢力の排除
- 第19条 事情変更
- 第20条 合意管轄
- 第21条 協 議
- 第22条 約款の変更

第2編 ETCカード事業

第1章 ETCコーポレートカード

第1節 共通

第1条 目的

第2節 事業利用

第2条 利用資格

第3条 利用できる車両の範囲

第4条 カードの利用申込み

第5条 カードの利用の承認

第3節 カード取扱い

第6条 カードの貸与と取扱い

第7条 カードの追加発行

第8条 カードの一部返却

第9条 カードの再発行

第10条 カードの亡失

第11条 再発行仮カード

第12条 カードの交換

第13条 カードの利用方法等

第14条 カード利用者のカードの全部に対する割引停止
および利用停止

第15条 カード利用承認の取消し

第16条 カードの全部返却

第17条 登録車両の入替え

第18条 違反情報の通知

第19条 個人情報の取扱い

第20条 免責事項

第4節 料金等

第21条 カードの取扱手数料および再発行手数料

第22条 割引の適用

第23条 カード利用料金等の支払い

第24条 ETCコーポレートカード保守サービス

第5節 届出事項

第25条 届出事項の変更

第6節 厳守事項

第26条 協力義務

第27条 周知および説明の義務

第28条 車両制限令にかかわる義務

第29条 警告

第30条 賠償責任

第2章 全商連ETCカード

第1節 共通

第1条 目的

第2節 事業利用

第2条 利用資格

第3条 利用できる車両の範囲

第4条 カードの利用申込み

第5条 カードの利用の承認

第3節 カード取扱い

第6条 カードの貸与と取扱い

第7条 カードの追加発行

第8条 カードの一部返却

第9条 カードの再発行

第10条 カードの亡失

第11条 カードの更新

第12条 カードの利用方法等

第13条 カード利用者のカードの全部に対する利用停止

第14条 カード利用承認の取消し

第15条 カードの全部返却

第16条 個人情報の取扱い

第17条 免責事項

第4節 料金等

第18条 カードの手数料

第19条 割引および管理料の適用

第20条 カード利用料金等の支払い

第21条 全商連ETCカード保守サービス

第5節 届出事項

第22条 届出事項の変更

第6節 厳守事項

第23条 協力義務

第24条 周知および説明の義務

第25条 警告

第26条 賠償責任

第3編 燃料カード事業

第1章 共通

- 第1条 目的
- 第2条 利用資格
- 第3条 カードの貸与と取扱い
- 第4条 カードの紛失、盗難等
- 第5条 価格
- 第6条 カード利用料金等の支払い
- 第7条 届出事項の変更
- 第8条 給油所との紛争
- 第9条 損害賠償

第2章 株式会社西日本宇佐美発行カード

第1節 「宇佐美給油カード」、「宇佐美U1カード」、「元売りカード」

- 第1条 カードの貸与と取扱い
- 第2条 カードの利用方法等
- 第3条 カードの利用料金等の支払い
- 第4条 宇佐美カードの更新
- 第5条 うさn@vi サービスの利用
- 第6条 個人情報の取扱い
- 第7条 サービスの終了

第2節 「元売りカード」のうち「ENEOS FC」

- 第8条 カードの利用方法等
- 第9条 カード利用者のカードの全部に対する利用停止
- 第10条 権利義務の承継
- 第11条 個人情報の取扱い

第3章 出光リテール販売株式会社ファイブオイル 西日本カンパニー発行カード

- 第1条 カードの貸与と取扱い
- 第2条 カードの利用方法等
- 第3条 カードの利用料金等の支払い
- 第4条 個人情報の取扱い
- 第5条 業務委託
- 第6条 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- 第7条 本契約の解約、資格取消後のカード利用料金等の取扱い

第4編 共同購買事業

- 第1条 定義
- 第2条 適用範囲
- 第3条 個別契約
- 第4条 検 収
- 第5条 瑕疵担保責任
- 第6条 所有権の移転
- 第7条 危険負担
- 第8条 不可抗力等
- 第9条 本組合等の損害賠償責任
- 第10条 処 分

附 則

事業利用約款

事業利用約款（以下、「本約款」という。）を組員および員外利用者（以下、「組員等」という。）と、経営ビジネス協同組合（以下、「本組合」という。）および本組合が加入する全国商工事業協同組合連合会（以下、「全商連」という。）との契約内容とする。本約款に基づく契約を「本契約」という。

第1編 総則

第1条（目的）

本約款は、組員等が本組合等の行う事業を利用するために、必要な事項について規定するものである。

第2条（契約）

組員等は、本組合および全商連（以下、「本組合等」という。）が行う次の事業につき、個々の事業利用契約（以下、「個別契約」という。）が成立したものとし、事業を利用することができる。各事業について、別途、事業利用契約を締結する場合がある。

- (1) ETC カード事業
- (2) 燃料カード事業
- (3) 国際人材事業（旧 外国人技能実習生事業）
- (4) 共同購買事業

2 本約款のうち本編は、特段の定めのない限り、個別契約のすべてに適用する。

3 本約款と個別契約の内容が異なる場合、個別契約の規定が優先されるものとする。

4 本契約の解約手続は、すべての個別契約の事業利用料金の支払精算が完了したのちに実施する。

第3条（期限の利益喪失）

組員等が次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、組員等は本組合等からの通知催告がなくとも、本組合等に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 事業利用料金その他の本組合等に対する債務の弁済を怠ったとき
- (2) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、銀行取引停止処分を受けたとき
- (3) 組員等が振出し、引受け、もしくは裏書した約束手形、為替手形、小切手が不渡りとなったとき、または手形交換所から取引停止処分を受けたとき（電子記録債権につき、不渡りと同等の事態となったとき、並びに支払不能処分または取引停止処分と同等の処分を受けたときを含む。）

- (4) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停の申立てをし、もしくはこれらの申立てを受けたとき、または、特定認証 ADR 手続に基づく事業再生手続の利用申請その他これに類する私的整理手続の申請をし、もしくはこれらに基づく一時停止の通知をしたとき
- (6) 合併によらず解散したとき、または解散決議のための手続を開始したとき
- (7) 組員等の代表者の所在が不明となったことを本組合等が知ったとき
- (8) 所在が不明となったとき

2 組員等が次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、組員等は本組合等の請求によって、本組合等に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 本約款および個別契約、その他本組合等と組員等間で別途契約される契約等の条項の一に違反したとき（組員等による受領拒絶・遅滞・不能は、契約等の条項違反とみなす。）
- (2) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (3) 保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき
- (4) その他本契約および個別契約の円滑な履行が困難になったときまたは信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

3 前項の場合において、組員等が住所変更の届出を怠る、あるいは本組合等からの請求を受領しないなど組員等の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。

第4条（不安の抗弁権）

組員等について、第3条（期限の利益喪失）第1項または第3条（期限の利益喪失）第2項の各号の一に該当する事由が生じた場合は、本組合等は何らの責めを負うことなく、組員等に対して事業の利用

等を停止し、本組合等が組員等に対して負担する一切の債務の履行を拒絶することができる。

第5条 (契約解除)

組員等について、第3条 (期限の利益喪失) の規定により期限の利益を失ったときは、本組合等は、組員等に対し、何らの通知催告なしに直ちに本契約または個別契約の全部もしくは一部を解除することができる。また本組合等と組員等間の債権債務につき相殺または差引決済することができる。

2 前項に基づいて本契約および個別契約が解除されたときは、組員等は、本組合等に対して、本契約および個別契約の解除により本組合等が被った損害を賠償する。

第6条 (与情報の開示)

組員等が、第3条 (期限の利益喪失) 第1項の各号の一に該当した場合、本組合等は何らの通知催告を要せず、本組合等の事業内容に影響する収支報告および債権回収活動についての意思聴取のため、本組合に加入する他の組員に対して当該組員等の滞納情報の開示を行うことができる。情報開示の方法については、本組合等のホームページでの告知その他本組合等所定の方法による。

第7条 (返還義務)

組員等は、第3条 (期限の利益喪失) の規定により期限の利益を失ったときは、本組合等の行う事業を利用する権利を失い、本組合等に対し直ちにカード、商品等の本組合等から提供された物を返還しなければならない。

第8条 (保証金)

組員等は、本組合等に対し、本契約および個別契約に基づき生じる本組合等の組員等に対する一切の債権を担保するための保証金として、本契約および個別契約で発生する事業利用料金の月額最大額の3倍以上を預託する。

2 前項の保証金には、利息はつけない。

3 本組合等は、組員等が本組合等を脱退した場合、第1項の保証金を組員等に返還する。ただし、事業利用料金その他組員等の本組合等に対する債務で未払いのものがある場合、本組合等は、第1項の保証金の額から当該未払債務を控除した残額を組員等に対して返還する。

4 組員等は、前項の保証金をもって、事業利用料金その他組員等の本組合等に対する債務と相殺することはできない。

5 組員等は、本条に定める場合を除き、前項に定める保証金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

6 組員等が第3条 (期限の利益喪失) の規定により期限の利益を失ったときは、本組合等は何らの通知催告を要せず、本条に基づく保証金返還債務を本約款および個別契約に基づき組員等に対して生じた一切の債権と相殺し、または当該債権の弁済に充当することができる。

7 組員等が第1項に基づき全商連に保証金を預託した場合、本組合は、本条に基づき全商連が負う保証金返還債務について併存的債務引受をするものとし、組員等はあらかじめこれを承諾する。この場合において、組員等が第3条 (期限の利益喪失) の規定により期限の利益を失ったときは、本組合は何らの通知催告を要せず、債務引受をした保証金返還債務と本約款および個別契約に基づき生じた一切の債権と相殺し、または当該債務弁済に充当することができる。

8 組員等が第1項に基づき本組合に保証金を預託した場合、全商連は、本条に基づき本組合が負う保証金返還債務について併存的債務引受をするものとし、組員等はあらかじめこれを承諾する。この場合において、組員等が第3条 (期限の利益喪失) の規定により期限の利益を失ったときは、全商連は何らの通知催告を要せず、債務引受をした保証金返還債務と本約款および個別契約に基づき生じた一切の債権と相殺し、または当該債権の弁済に充当することができる。

9 組員等は、第1項に基づき全商連に加入している他の組合 (以下、「全商連加入組合」という。) に保証金を預託した場合、本組合は、本条に基づき全商連加入組合が負う保証金返還債務について併存的債務引受をするものとし、組員等はあらかじめこれを承諾する。この場合において、組員等が第3条 (期限の利益喪失) の規定により期限の利益を失ったときは、本組合は何らの通知催告を要せず、債務引受をした保証金返還債務と本約款および個別契約に基づき生じた一切の債権と相殺し、または当該債権の弁済に充当することができる。

10 組員等は、第1項に基づき全商連加入組合に保証金を預託した場合、全商連は、本条に基づき全商連加入組合が負う保証金返還債務について併存的債務引受をするものとし、組員等はあらかじめこれを承諾する。この場合において、組員等が第3条 (期限の利益喪失) の規定により期限の利益を失ったときは、全商連は何らの通知催告を要せず、債務引受をした保証金返還債務と本約款および個別契約に基づき生じた一切の債権と相殺し、または当該債権の弁済に充当することができる。

11 前4項の規定に基づき、併存的債務引受がなされ、債務引受をした者が当該債務引受をした債務と組員等に対して有する債権と相殺した場合、組員等から保証金の預託を受けた本組合等または全商連加入組合は、当該相殺により消滅した保証金返還債務の金額を、債務引受をした者に対して支払う。

12 第1項に記載している保証金の金額については、組合員等が利用する事業の種類、利用状況、事業利用料金等の支払状況および社会情勢の変化等を本組合等が総合的に判断して減額することができる。

13 組合員等が利用する事業利用料金が増加すること等により、現在組合員等から預託を受けている保証金の金額が第1項で規定している保証金の金額に不足している場合および不足するおそれがある場合、組合員等は本組合等に対し追加の保証金を預託する。

第9条 (連帯保証)

組合員等は本組合等に対し、本契約および個別契約に基づき生じる組合員等の本組合等に対する一切の債務について、第三者による連帯保証人をつける。保証金額の極度額は、5000万円とする。組合員等と本組合等の協議により個別に極度額を定めることを妨げない。

第10条 (事業利用料金の請求)

本契約および個別契約で発生する事業利用料金および保証金等の支払債務の請求は、インターネットのWebサイト上において、本組合が組合員等に提供する「請求書Webサービス」(以下、本章において、「本サービス」という。)により行う。本サービスの利用にあたって、組合員等は、本サービスの利用規約に同意のうえ、事前に組合員等の情報を本サービスへ登録を行う。組合員等が、本サービスへ登録を行わない場合または請求書の郵送を希望した場合は、本組合は組合員等へ請求書を発行する。組合員等は、請求書の発行を受けたときは、請求書郵送手数料として、請求書1通につき330円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

2 前項において、各事業または商品により、それぞれ個別に請求書を発行する場合がある。この場合、組合員等は、発行を受ける請求書のすべてに対して請求書郵送手数料を支払う。

3 各事業または商品によって、本サービス以外の方法で事業利用料金の請求を行う場合がある。この場合、組合員等は、請求書の発行を受けた場合であっても、請求書郵送手数料を支払わない。

第11条 (相殺)

本組合等が組合員等へ内容証明郵便にて相殺通知を送付した場合、内容証明郵便が届かないときは、普通郵便にて送付した相殺通知で相殺の効果となされるものとする。

第12条 (領収書の取扱い)

組合員等から本組合等へ本契約および個別契約で発生した事業利用料金等に対する口座振替による支払いについて、口座振替をもって領収書に替えることができる。

第13条 (延滞金)

本組合等は、組合員等が事業利用料金等の本組合等に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、また期限の利益を喪失した場合は期限の利益喪失の日から履行の日まで、年利14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

第14条 (機密保持)

本組合等および組合員等は、本契約および個別契約に関する取引について知り得た相手方の業務上の機密を、本契約の終了後も、第三者に漏洩してはならない。

2 組合員等は、前項の規定にかかわらず、法令に基づき官公庁、裁判所等の公的機関から機密情報の開示の求めがあった場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、本組合等は求める機関に対して組合員等の機密情報を提供することに同意する。

3 本組合等は、第1項の規定にかかわらず、法令に基づき官公庁、裁判所等の公的機関から機密情報の開示の求めがあった場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、組合員等は求める機関に対して本組合等の機密情報を提供することに同意する。

第15条 (個人情報の取扱い)

本組合等は、本契約および個別契約に基づいて組合員等から預かる個人情報については、本組合等が別に定めるプライバシーポリシーに従って、適切に取り扱う。

第16条 (情報共有)

組合員等は、本組合と全商連および全商連加入組合の間で、事業運営の目的として、組合員等から取得した組合員等の情報および組合員等に係る個人情報、事業利用状況、支払状況等の情報を共有することに同意する。

第17条 (通知事項)

組合員等は、合併、会社分割、株式移転、株式交換、事業譲渡、資本減少、発行済み株式の20%を超える新株の発行、議決権の20%を超える株主または持分所有者の変更その他営業上重大な変更をしようとする場合、あらかじめ本組合等に対し、書面による通知をしなければならない。

2 組合員等は、会社代表者、称号、本店所在地、主要株主、その他経営に関する重要事項に関し、変更があった場合、直ちに本組合等に対し、書面による通知をしなければならない。

3 組合員等は、事業の全部または一部の廃止、特定認定ADR手続に基づく事業再生手続の利用申請その他これに類する私的整理手続の申

請をしたときは、直ちに本組合等に対し、書面による通知をしなければならぬ。

第18条 (反社会的勢力の排除)

本組合等は、組合員等が次の各号の一に該当する者（以下、「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合、何らの催告を要せず、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2 本組合等は、組合員等が反社会的勢力と次の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合、何らの催告を要せず、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 本組合等は、組合員等が自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合、何らの催告を要せず、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本組合等の信用を棄損し、または本組合等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 組合員等は、組合員等または組合員等の下請または再委託先業者（下請または再委託契約が数次にわたるときには、そのすべてを含む。以下同じ。）が第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号および第2項各号に該当しないことを確約する。

組合員等は、その下請または再委託先業者が第1項各号および第2項各号の一に該当することが契約後に判明した場合、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならない。

組合員等が、上記の規定に反した場合、本組合等は本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

5 組合員等は、組合員等または組合員等の下請もしくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請もしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を本組合等に報告し、本組合等の捜査機関への通報および本組合等の報告に必要な協力を行うものとする。

組合員等が上記の規定に違反した場合、本組合等は何らの催告を要せず、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

6 本組合等が本条各項の規定により本契約および個別契約の全部または一部を解除した場合、組合員等に損害が生じても本組合等は何らこれを賠償および補償することは要せず、また、本契約および個別契約の解除により本組合等に損害が生じたときは、組合員等はその損害を賠償するものとする。

第19条 (事情変更)

本組合等は、やむを得ない事情により原価が上がった場合等、利用料金およびその他個別契約で定めた内容を変更することができる。

第20条 (合意管轄)

本組合等および組合員等は、本契約および個別契約に関する紛争については、本組合の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第21条 (協議)

本約款に定めのない事項または本約款の条項の解釈につき疑義が生じた事項については、本組合等と組合員等が誠意をもって協議し、解決する。

第22条 (約款の変更)

本組合等は、組合員等の一般の利益に適合する場合または本約款の目的に反しない場合、本約款を変更することができる。この場合、本組合等は、その変更の時期を定め、本組合等のホームページでの告知その他本組合等所定の方法により組合員等にその変更後の内容および変更時期を告知する。本組合等より変更された本約款を告知したにもかかわらず、組合員等より異議の連絡がない場合は、組合員等が本約款の変更同意したのものとして取り扱われるものとする。

変更例は次のとおりとなるが、これに限らない。

(変更例)

- ・違法または不当行為を防止するための禁止事項の追加
- ・違法または不当行為を防止するための権利の制限

第2編 ETCカード事業

第1章 ETCコーポレートカード

第1節 共通

第1条(目的)

本章は、本組合等の行う ETC カード事業として、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社(以下、「三会社」という。))がETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカード(以下、本章において「カード」という。))の利用について規定するものである。

第2節 事業利用

第2条(利用資格)

別表の ETC コーポレートカード利用資格者規程に相当することが、カードの利用資格とする。

第3条(利用できる車両の範囲)

カードを利用できる車両は、次の各号に掲げる車両に限られる。

- (1) 組合員が正当な使用权を有し、自己のための運行の用に供する車両
- (2) 自動車検査証の使用者欄(使用者欄の記載がない場合は、所有者欄。)の名義が組合員と同一である車両
- (3) セットアップ(省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること)された車載器(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。))に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を更新する無線機)の車載器管理番号の届出がなされた車両

第4条(カードの利用申込み)

三会社のうち本組合がカードの利用申し込みを行う会社(以下、「窓口会社」という。))へのカードの利用申込みは、本組合の名において、本組合が一括して行う。

2 カードの利用申込みを行う組合員(以下、本章において「カード利用申込者」という。))から本組合へのカードの利用申込みは、個人または法人単位で行う。

- 3 カード利用申込者は、ETC カード申込書および宛先に定める添付書類を本組合に提出する。
- (1) 利用する全車両の自動車検査証の写し。電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等) 各1通
 - (2) 利用する全車両の車載器セットアップ証明書の写し 各1通
 - (3) 料金支払いのための指定金融機関の口座振替依頼書 1通
 - (4) その他本組合が必要とする書類

第5条(カードの利用の承認)

本組合は、カード利用申込者に対するカードの利用資格の採否審査を行い、カードの利用について適当であると認める場合は、当該カード利用申込者のカードの利用を承認する。カードの利用を承認されたカード利用申込者(以下、本章において「カード利用者」という。))は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、または担保に供することを一切してはならない。

第3節 カード取扱い

第6条(カードの貸与と取扱い)

本組合は、カード利用者に対し、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がなされた車両(以下、「登録車両」という。))ごとに、窓口会社より貸与を受けたカードを引渡す。ただし、登録車両は、三会社間で重複することはできない。

2 本組合は、前項のカードの引渡しを行う場合、カード利用者あて、カード番号、カードを利用できる登録車両の車両番号、カードの枚数、セットアップされた車載器の車載器管理番号等を、本組合所定の方法により通知する。

3 カードの所有権は三会社に帰属する。カード利用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理しなければならない。また、カード利用者は、カードを第三者に貸与し、譲渡し、質入れし、または担保に供することを一切してはならない。

第7条(カードの追加発行)

カード利用者は、新たな車両の取得等により新たなカードの追加発行を受けることが必要となった場合は、ETC カード申込書および添付書類を本組合に提出し、カードの追加発行を申し込む。

2 カード利用者は、追加発行され新たに引渡されるカードを利用することにより生じる組合員等の本組合等に対する一切の債権を担保するため、第1編(総則)第8条(保証金)の規定に基づき、本組合へ追加の保証金を預託する。

3 本組合は、次の各号の一に該当する場合、カードの追加発行を行わない。

- (1) カード利用者が、本組合等が行う事業利用料金の支払いの督促を受けているとき

- (2) カード利用者が、第14条(カード利用者のカードの全部に対する割引停止および利用停止)の規定により、カードの全部について割引を停止または利用を停止され、その停止期間中にあるとき

- (3) カード利用者が、前項に基づく追加の保証金を預託しないとき

- (4) カードの追加発行に係る車両の自動車検査証の所有者欄または使用者欄に記載されている名義の者が、別表の利用資格者規定第3項各号のいずれかに該当するとき

4 前条(カードの貸与と取扱い)の規定は、本組合がカード利用者に対し、追加発行したカードを新たに引渡しする場合について準用する。

第8条(カードの一部返却)

複数のカードの引渡しを受けているカード利用者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに ETC カード返却届(以下、「返却届」という。))を添え、不要となったカードを本組合に返却する。

- (1) 登録車両の一部を利用しなくなったとき
- (2) 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき
- (3) その他カード利用者の事由によりカードの一部が不要になったとき

第9条(カードの再発行)

カード利用者は、カードが破損または変形した場合等で、カードの再発行を受けようとするときは、ETC カード再発行申込書を当該カードとともに本組合に提出する。

2 第6条(カードの貸与と取扱い)の規定は、本組合がカード利用者に対し、再発行したカードを引渡しする場合について準用する。

第10条(カードの亡失)

カード利用者は、紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちに、ETC カード紛失届兼再発行申込書(以下、「紛失届」という。))を本組合に提出する。

2 カード利用者がカードを亡失したことにより生じる一切の責任は、前項の届出の有無および亡失事由のいかんにかかわらず、カード利用者が負う。

3 カード利用者は、カードを亡失したときは、第1項の規定により紛失届を提出した日から起算して1箇月以内限り、カードの再発行の申込みができる。カードの再発行を受けようとするときは、紛失届を本組合に提出する。

4 カード利用者が、紛失届を提出した後にカードを発見したときは、直ちに、ETC カード発見届を本組合に提出する。この場合、本組合から指示があるまでは、発見したカードは利用できない。

5 カード利用者が第3項の規定によりカードの再発行を受けている場合において、亡失したカードを発見したときは、速やかに返却届を添え、発見したカードを本組合に返却する。

6 カード利用者が第3項の規定によりカードの再発行を受けている場合において、第6条(カードの貸与と取扱い)の規定は、本組合がカード利用者に対し、再発行したカードを引渡しする場合について準用する。

第11条(再発行仮カード)

カード利用者が第9条(カードの再発行)第1項または前条(カードの亡失)第3項の規定によりカードの再発行の申込みを行った場合において、本組合は、カード利用者へ再発行した新たなカードを引渡すまでの間、一時的に利用できる仮のカード(以下、「再発行仮カード」という。))を引渡すことができる。この間において、本組合は、再発行仮カードを、再発行した新たなカードとみなして取り扱う。

2 第6条(カードの貸与と取扱い)の規定は、本組合がカード利用者に対し、再発行仮カードを引渡し場合について準用する。

3 再発行仮カードは、第6条(カードの貸与と取扱い)第2項の規定により通知される「カードを利用できる登録車両の車両番号」の車両に利用できる。

4 カード利用者が第1項の規定により再発行仮カードを引渡されている場合において、再発行された新たなカードの引渡しを受けたときは、返却届を添え、再発行仮カードを直ちに本組合に返却しなければならない。返却すべき再発行仮カードが利用されたことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

第12条(カードの交換)

カードは、交換期限(カードに表示された月の末日までとする。以下同じ)が過ぎたものは利用できない。

2 本組合は、カード利用者のカード利用状況をカード交換期限を迎える前に審査し、カードの交換を承認したカード利用者に対して交換期限を更新したカードを引渡す。

3 前項の規定によりカード交換を承認されなかったカード利用者は、返却届を添え、カードを本組合へ返却する。

4 カード利用者は、交換期限の過ぎたカードを、カード利用者の責任において切斷する等使用不能の状態にして、処分する。

5 第6条(カードの貸与と取扱い)の規定は、交換期限を更新したカードを引渡す場合について準用する。

第13条(カードの利用方法等)

カード利用者は、三会社が管理する高速自動車国道および一般有料道路のうち三会社がカードを利用可能な道路として指定するものならびに本州四国連絡高速道路のうち本州四国連絡高速道路株式会社が指定するもの、首都高速道路のうち首都高速道路株式会社が指定するもの、阪神高速道路のうち阪神高速道路株式会社が指定するものおよび公社(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第1項に基づく公告を行った地方道路公社)が指定する道路のうち本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速株式会社、公社が指定する道路または料金所において、カードを利用することができる。以下、三会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、公社を「高速会社」という。なお、カードの利用にあたっては、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第2項に基づき定められた「ETCシステム利用規程」および「ETCシステム利用規程実施細則」を遵守する。

2 カード上には本組合およびカード利用者の名称、カード番号、車両番号、交換期限等が表示されている。カードは、次の各号に定める者(以下、本章において「カード利用者等」という。)以外の者に利用させることはできない。

- (1) カード上に名称が表示されたカード利用者
- (2) カード上に名称が表示されたカード利用者の使用人その他の従業者
- (3) カードの変更を行わない。また、破損または変形したカードは、使用しない。
- (4) カードは、表示された車両以外に使用してはならない。ただし、第11条(再発行仮カード)第3項の規定に従い再発行仮カードを利用した場合および第17条(登録車両の入替え)第4項の規定に従い既に引渡しされているカードを一時的に利用した場合は、この限りではない。
- (5) 1枚のカードを、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用することはできない。
- (6) カードの受渡し、保管等の管理方法は次の各号の規定を遵守する。

- (1) カード利用者は、カード管理担当者を選出する。
- (2) カードは、施錠できる金庫または収納器内に保管する。
- (3) カードを高速道路で使用する運転者等へのカードの受渡しは、カード管理担当者に限る。
- (4) 後払いレシート、運転日報、業務日報およびタグラフ等の照会を履行する。

第14条(カード利用者のカードの全部に対する割引停止および利用停止)

本組合は、カード利用者等が次の各号の一に該当する場合は、カード利用者に対して警告を行うとともに、カード利用者等のカードの全部について割引を停止するものとする。

- (1) カードを、表示された車両以外の車両に使用したとき。ただし、第11条(再発行仮カード)第3項の規定に従い再発行仮カードを利用した場合および第17条(登録車両の入替え)第4項の規定に従い既に引渡しされている旧車両のカードを一時的に利用した場合を除く。
- (2) カードを、カード利用者等以外の者に利用させたとき
- (3) 高速会社の管理するいずれかの道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部または一部の支払を免れ、または免れようとしたとき
- (4) 高速会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、高速会社がカード利用者のカード全部について割引の停止を行ったとき
- (5) 高速会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき、または告発したとき
- (6) 本章の規定に違反する行為をしたとき
- (7) カード利用者として不適切な行為をしたとき窓口会社または本組合が認めたとき
- (8) 高速会社が、本組合に対して本組合のカードの全部について割引を停止したとき

2 本組合は、カード利用者等が次の各号の一に該当する場合は、カード利用者に対して警告を行うとともに、カード利用者のカードの全部について利用を停止するものとする。

- (1) 前項各号に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき
- (2) セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき
- (3) 高速会社のうちいずれかの会社に対する原状回復負担金(道路法(昭和27年法律第180号)第58条第1項の規定に基づき高速会社が負担させることとした費用)の債務を有することとなり、かつ、その履行をしないとき(ただし、債務の発生時から1年を経過していないときおよび債務の発生時から1年を経過しており、かつ、その履行を終えていないこと)について当該会社が責めを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない)
- (4) 高速会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、高速会社がカード利用者の全部について利用の停止を行ったとき
- (5) 本章の規定に違反する行為をし、その情状が重いとき
- (6) カード利用者として著しく不適切な行為をしたとき窓口会社または本組合が認めたとき
- (7) 高速会社が、本組合に対して本組合のカードの全部の利用を停止したとき

3 前項の規定により利用停止になったカードの当該利用停止期間中における取扱いについては、本組合の指示に従う。なお、カード利用者が当該指示に従わなかったことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

4 第2項の規定によりカードの全部の利用を停止されたカード利用者は、返却届を添え、直ちにカードを本組合に返却する。

5 カード利用者が利用停止後にカードを利用したときは、本組合が責めを得ざる事由によると認める場合を除き、当該通行料金の3倍に相当する追加課徴金を課す。

第15条(カード利用承認の取消し)

本組合は、カード利用者が次の各号の一に該当する場合は、カード利用者のカード利用承認を取り消すものとする。この場合において、カード利用者は、返却届を添え、直ちにカードを本組合へ返却する。本組合は、併せて窓口会社へカード利用者の登録抹消を行う。

- (1) カード利用者が、虚偽の申告によりカードの引渡しを受けたときまたは虚偽の申告によりカードの引渡しを受けようとしたとき
- (2) カード利用者が、前条(カード利用者のカードの全部に対する割引停止および利用停止)の規定により、カードの全部について割引を停止または利用を停止されている場合で、当該割引停止の期間中または利用停止の期間中に、カード利用者等が前条(カード利用者のカードの全部に対する割引停止および利用停止)第1項各号または前条(カード利用者のカードの全部に対する割引停止および利用停止)第2項各号の一に該当する行為を行ったとき
- (3) カード利用者が、カードを改変したとき
- (4) カード利用者のカードの利用が、本組合が別に定める利用基準に達しないとき
- (5) 第29条(警告)による警告後も、カード利用者の行為が改善されないとき
- (6) 第28条(車両制限令にかかわる義務)の車両制限令(道路法第47条第1項に基づき定められた車両制限令(昭和36年政令第265号))違反(本章でいう「車両制限令に違反」とは、高速会社が計測に使用する機器類を用いて計測された情報に基づき、計測対象車両が車両制限令に定める制限値を超過していると認めた場合を含む)を行った場合で、カード利用者の累積期間における累積違反点数が30点以上になった場合、または特に悪質な状況が顕著であると本組合が認めたとき
- (7) カード利用者が、車両制限令違反等について本組合へ報告を行う際に、虚偽の報告をしたとき
- (8) カード利用者が、ETCカード事業の運営秩序を著しく乱す行為を行ったとき本組合が認めたとき

2 カード利用者がカードの返却を遅滞したこと、または適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

3 カード利用者が、カード利用承認の取消し後にカードを利用したときは、本組合が責めを得ざる事由によると認める場合を除き、当該通行料金の3倍に相当する追加課徴金を課す。

第16条(カードの全部返却)

カード利用者は、カードを利用する必要がなくなったときは、返却届を本組合に提出するとともに、すべてのカードを返却する。

第17条(登録車両の入替え)

カード利用者が、既にカードを引渡しされている登録車両(以下、「旧車両」という。)に代えて、三会社のいずれにも届出のない車両(以下、「新車両」という。)を新たに登録車両として届け出る場合において、旧車両と新車両の自動車検査証の所有者欄または使用者欄の名義が同一であるとき(以下、この場合を「登録車両の入替え」という。)は、本組合は、第7条(カードの追加発行)の追加発行とはせず、第9条(カードの再発行)の再発行として扱い、旧車両のカードを新たに新車両のカードとして再発行してカード利用者へ引渡す。

2 カード利用者は、前項の規定により登録車両の入替えを行う場合、本組合あてETCコーポレートカード登録車両入替届(兼承認通知書)(以下、「登録車両入替届」という。)および領付書類を提出し、カードの再発行の申込みを行う。なお、カード利用者は、当該再発行するカードについて、第21条(カードの取扱手数料および再発行手数料)の規定により、再発行手数料を支払う。

3 カード利用者は、前項の規定によりカードの再発行の申込みを行い本組合から承認された場合は、新車両に再発行される新たなカードの引渡しを受けるまでの間、一時的に、旧車両に引渡しされているカードを新車両に利用することができる。この間において、本組合は、当該旧車両のカードを新車両に再発行されるカードとみなして取り扱う。

4 前項の規定により、旧車両のカードを一時的に利用する場合、当該旧車両のカードは、登録車両入替届により本組合あて届け出た旧車両と入れ替える新車両に利用できる。

5 カード利用者は、前項の規定により旧車両のカードを一時的に利用している場合において、新車両に再発行された新たなカードの引渡しを受けたときは、返却届を添え、旧車両のカードを直ちに本組合に返却しなければならない。返却すべきカードが利用されたことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

6 カード利用者が登録車両の入替えの届出を遅延したこと、または適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

第18条 (違反情報の通知)

三会社は、カード利用者等が高速会社の管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、高速会社が別に定める点数を付された場合は、本組合および組合員等に対してその点数および違反の事実を通知することができる。

第19条 (個人情報の取扱い)

三会社は、カード利用者等の個人情報については、三会社が別に定めるETCコーポレートカードの利用に係るプライバシーポリシーに従って、適切に取り扱う。

第20条 (免責事項)

高速会社および本組合は、次の各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負わない。ただし、高速会社または本組合のいずれかの故意または重大失に起因する場合はこの限りではない。

- 提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他高速会社および本組合の責によらない事由により、カード利用者のカードの利用が遅延し、または不能となったとき
- カードに破損、毀損、変形その他の異常があるため、カードの利用が遅延し、または不能となったとき
- 通信機器、回線および電子計算機等の障害、電話の不通その他高速会社および本組合の責によらない通信手段の障害等により、カードの利用が遅延し、または不能となったとき
- 災害、事変その他高速会社および本組合の責によらない事由により、カードの利用が遅延し、または不能となったとき
- 高速会社が管理するいずれかの道路の管理の必要上、ETCシステムまたはカードの利用を制限し、もしくは停止したため、カードの利用が遅延し、または不能となったとき
- 高速会社および本組合の責によらない郵送上の事故または電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴、妨害等がなされたことにより、カード利用者の名前、住所、電話番号、請求金額等が漏洩したとき

第4節 料金等

第21条 (カードの取扱手数料および再発行手数料)

カード利用者は、第6条(カードの貸与と取扱い)または第7条(カードの追加発行)の規定により、本組合から新たなカードの引渡しを受けたときは、取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

2 カード利用者は、毎年4月1日において本組合から既に引渡しを受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

3 カード利用者は、第9条(カードの再発行)の規定によりカードの再発行を受けるときは、三会社のいずれかの責に帰すべき事由がある場合を除き、再発行手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

4 カード利用者は、第10条(カードの亡失)の規定によりカードの再発行を受けるときは、高速会社のいずれかの責に帰すべき事由がある場合を除き、再発行手数料として、カード1枚につき629円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

5 既に支払済の取扱手数料および再発行手数料は、解約、カードの一部返却、カードの亡失その他の理由のいかなを問わず、返還しない。

6 第1項から第4項に定めた取扱手数料および再発行手数料は、第23条(カード利用料金等の支払い)による指定口座からの引き落としを行う。

7 第1項から第5項に定めた取扱手数料および再発行手数料は、高速会社の定める基準の変更、変更、または本組合を運営する環境の変化などにより、変更することができる。

第22条 (割引の適用)

カード利用者は、高速会社が定める基準をもとに、本組合が定めたカード利用料金の割引を受けることができる。

2 高速会社が定める割引制度が変更、変更され、または本組合の運営環境に変化が生じた場合、本組合はカード利用料金の割引内容を変更することができる。

第23条 (カード利用料金等の支払い)

カード利用者は、本組合が指定する金融機関にカード利用料金等の払込のための自己の口座を設定する。

2 前項に定めるカード利用料金等は、原則として毎月月末に締め切り、カード利用者は本組合が指定した期日および方法により支払う。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合がある。

3 カード利用者は、毎月本組合が通知または発行するカード利用料金等の請求書に基づき第1項の口座において滞りなくカード利用料金等を支払う。

4 カード利用料金等の支払いに際して請求された内容に疑義がある場合は、カード利用者とは高速会社との間で解決するものとし、本組合への支払義務を免れないものとする。

第24条 (ETCコーポレートカード保守サービス)

カード利用者は、別に定める「ETCカード保守サービスについて」を確認のうえ、カードの申込みと併せて、ETCコーポレートカード保守サービスに加入する。

第5節 届出事項

第25条 (届出事項の変更)

カード利用者は、本組合に届け出た書類の内容等に変更があったときは、登録事項変更届に、届出事項の変更内容が確認できる書類その他本組合が必要と認める書類を添付して、速やかに本組合に提出する。

2 カード利用者は、本組合に届け出た車載器管理番号に変更があったときは、車載器管理番号変更届および添付書類を速やかに本組合に提出する。

3 カード利用者が届出事項の変更を選滞したこと、または適切に行わなかったことにより生じることの責任は、カード利用者が負う。

第6節 厳守事項

第26条 (協力義務)

カード利用者は、次に掲げる事項について、高速会社および本組合に協力する。

- 交通事故の防止に関すること
- 交通マナーの向上に努めること
- 車両制限令の遵守に関すること
- 原因者負担金債務の速やかな履行に処すること
- その他高速会社および本組合が必要と認める事項

2 カード利用者は、高速会社または本組合がカードまたは自動車検査証(電子化された自動車検査証の場合は、該当車輛の自動車検査証記録事項(車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等))の提示を求めたときは、提示する。

3 カード利用者は、カードの利用について、高速会社または本組合が必要とする書類の提出を求めたときは、その書類を提出する。

第27条 (周知および説明の義務)

カード利用者は、カード利用者の使用人その他の従業者に対して、本章の内容を周知徹底し、本章に違反する行為を行わないよう適切な指導を行わなければならない。

2 カード利用者は、本組合が配布するカードの利用における遵守事項をカード管理担当者およびカード利用者の使用人その他の従業者へ周知させる。

3 カード利用者は、本組合が開催する高速道路等利用研修会にカード管理担当者、およびカード利用者の使用人その他の従業者を出席せしめ、カードの取扱い教育を行う。

第28条 (車両制限令にかかるとの義務)

カード利用者は、カード利用の申込みに際し、過去2年間の車両制限令違反の状況と高速会社から受けた措置命令等(指導警告、措置命令)の処分の実態について、本組合へ事実を申告する。

2 カード利用者の車両制限令違反により、高速会社より措置命令等(指導警告、措置命令)の発出を受けた場合は、直ちに本組合へ車両制限令違反の事実を報告する。その際、高速会社から受けた指導警告書、措置命令書の文書を併せて報告する。

3 カード利用者は、車両制限令違反により高速会社から受けた措置命令等(指導警告、措置命令)処分について、当該利用者が確実に管理、記録し、高速会社等から受けた指導警告書、措置命令書は保存する。

第29条 (警告)

カード利用者は、本章に関し本組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

第30条 (賠償責任)

本章の規定に違反したカード利用者は、当該事犯によって本組合および本組合の組合員が被る損害に対して、カード利用者は全額賠償を行う。

別表 ETC コーポレートカード利用資格者規程

- 1 本組合の組合員であること。
- 2 次の各号の一に該当しないこと。
 - (1) 三会社のうちいずれかの会社からカードの貸与を受け、すでに利用しているとき
 - (2) セットアップした車載器を正當に保有することが認められないとき
 - (3) 過去3年以内に、高速会社の管理するいずれかの道路において悪質な方法により通行料金を免れ、または免れようとしたとき
 - (4) 高速会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反したことがある場合で、高速会社より警告を受けたとき
 - (5) 高速会社に対して原因者負担金の債務を有しており、かつ、その履行を終えていないとき
 - (6) 高速会社に対して賠償債務を有しており、当該賠償債務を履行しない場合または当該賠償債務に係る債権の担保を高速会社に提供しないとき
 - (7) 三会社のうちいずれかの会社からカードの契約者たる資格を取り消された日から3年を経過していないとき
 - (8) 事業協同組合の名において、組合員としてカードを利用した実績がある場合で、自己の行為が原因で、加入していた事業協同組合（現在も加入している場合も含む。）が三会社のうちいずれかの会社からカードの契約者たる資格を取り消されているとき
 - (9) 事業協同組合の名において、組合員としてカードを利用した実績がある場合で、自己の行為が原因で、加入していた事業協同組合（現在も加入している場合も含む。）が高速会社からカードの全部または一部について利用を停止され、または利用を停止されているとき
 - (10) その他本組合がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき

から処分を受けたとき

- (4) セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき
- (5) 本章の規定に違反する行為をしたとき
- (6) カード利用者として不適切な行為をしたと本組合が認めたとき

2 前項の規定により利用停止になったカードの利用停止期間中における取扱いについては、本組合の指示に従う。なお、カード利用者が当該指示に従わなかったことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

3 カード利用者が利用停止後にカードを利用したときは、本組合がやむを得ざる事由によることを認める場合を除き、当該通行料金の3倍に相当する追加課徴金を課す。

第14条 (カード利用承認の取消し)

本組合は、カード利用者が次の各号の一に該当する場合は、カード利用者のカード利用承認を取り消すものとする。この場合において、カード利用者は、返却届を添え、直ちにカードを本組合へ返却する。

- (1) カード利用者が、虚偽の申告によりカードの引渡しを受けたときまたは虚偽の申告によりカードの引渡しを受けようとしたとき
- (2) カード利用者が、カードを改変したとき
- (3) 第25条(警告)による警告後も、カード利用者の行為が改善されないうとき
- (4) カード利用者が、ETCカード事業の運営秩序を著しく乱す行為を行ったと本組合が認めたとき

2 カード利用者がカードの返却を選滞したこと、または不適切に行なったことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

3 カード利用者が、カード利用承認の取消し後にカードを利用したときは、本組合がやむを得ざる事由によることを認める場合を除き、当該通行料金の3倍に相当する追加課徴金を課す。

第15条 (カードの全部返却)

カード利用者は、カードを利用する必要がなくなったときは、返却届を本組合に提出するとともに、すべてのカードを返却する。

第16条 (個人情報の取扱い)

関西情報サービス株式会社は、組員から提供を受けた個人情報、自ら収集した個人情報および業務上知り得た上記以外の個人情報(以下、「取得個人情報」という。)の取扱いについて関係する法令、ガイドライン等を遵守するものとする。

2 関西情報サービス株式会社は、カードの発行およびカード発行に付随する業務(以下、「当該業務」という。)に当たり、取得個人情報を機密事項としてその保護に努めるとともに、これを当該業務以外の目的で利用してはならないものとする。また、取得個人情報の電録された媒体の複写、複製及び加工してはならないものとする。

3 関西情報サービス株式会社は、取得個人情報を第三者及び業務上知る必要のない従業者(雇用関係のある従業員、派遣社員等)に開示・提供してはならないものとする。

4 関西情報サービス株式会社は、組員が本契約を解約した後においても、前3項の義務を負うものとする。

5 本条各号に定める取得個人情報の保護義務は、当該業務に従事する従業者も、その在職中及び退職後においても同様に負うものとし、関西情報サービス株式会社はこれのために当該従業者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

6 関西情報サービス株式会社は、委託業務の遂行に当たり、取得個人情報の取扱責任者を定め、その指揮のもとに取得個人情報を適切に保護しなければならぬものとする。

7 取得個人情報の取扱責任者は、本条に定める事項を遵守するとともに、従業者にこれを理解・遵守させるために必要かつ適切な教育を施す責任を負うものとする。

8 関西情報サービス株式会社は、善良なる管理者の注意をもって取得個人情報を管理する義務を負うものとし、取得個人情報の電録された情報処理システムに対する不正アクセス、破壊、改ざん、または関西情報サービス株式会社の取得個人情報の紛失、漏えい等の危険を防止し、取得個人情報の必要かつ適切な管理を行うための合理的な安全対策を講ずるものとする。

9 関西情報サービス株式会社は取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、ただちに組員および本組合に報告するとともに、適切な措置を講ずるものとする。

10 関西情報サービス株式会社は、発生した事故の再発防止策について検討し、決定した再発防止策を関西情報サービス株式会社の責任と費用負担で講ずるものとする。

11 関西情報サービス株式会社は、委託業務の終了後、取得した個人情報に電録された資料等(電磁的記録を含む)を、消去又は廃棄するものとする。

第17条 (免責事項)

本組合は、次の各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負わない。ただし、本組合のいづれかの故意または重大過失に起因する場合はこの限りではない。

- (1) 提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他本組合の責にやらない事由により、カード利用者のカードの利用が遅延し、または不能になったとき
- (2) カードに破損、毀損、変形その他の異常があるため、カードの利用が遅延し、または不能になったとき

- (3) 通信機器、回線および電子計算機等の障害、電話の不通その他高速会社および本組合の責にやらない通信手段の障害等により、カードの利用が遅延し、または不能となったとき

- (4) 災害、事変その他高速会社および本組合の責にやらない事由により、カードの利用が遅延し、または不能となったとき

- (5) 高速会社が管理するいづれかの道路の管理の必要上、ETCシステムまたはカードの利用を制限し、もしくは停止したため、カードの利用が遅延し、または不能となったとき

- (6) 本組合の責にやらない郵送上の事故または電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴、妨害等がなされたことにより、カード利用者の名前、住所、電話番号、請求金額等が漏洩したとき

第4節 料金等

第18条 (カードの手数料)

カード利用者は、第9条(カードの再発行)の規定によりカードの再発行を受けるときは、再発行手数料として、カード1枚につき550円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

2 カード利用者は、第10条(カードの亡失)の規定によりカードの亡失処理を受けるときは、亡失処理手数料として、カード1枚につき1,650円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

3 カード利用者は、第10条(カードの亡失)の規定によりカードの再発行を受けるときは、再発行手数料として、カード1枚につき550円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

4 カード利用者は、毎月、利用のないカードに対して、管理料としてカード1枚につき500円(消費税等相当額を含む。)を支払う。

5 既に支払済の再発行手数料、亡失処理手数料および管理料は、解約、カードの一部返却、カードの亡失その他理由のいづれかを問わず、返還しない。

6 第1項から第4項に定めた再発行手数料、亡失処理手数料および管理料は、第20条(カード利用料金等の支払い)による指定口座からの引き落としを行う。

7 第1項から第4項に定めた再発行手数料、亡失処理手数料および管理料は、本組合を運営する環境の変化などにより、変更することができる。

第19条 (書明および管理料の適用)

カード利用者は、ETCマイレージサービスにて付与される還元額をもとに、本組合が定めたカード利用料金の割引を受けることができる。

2 カード利用者は、本組合が定めた本組合が定めたカード利用料金に対する管理料を支払う。

3 ETCマイレージサービスが変更、改変され、または本組合の運営環境に変化が生じた場合、本組合はカード利用料金の割引内容及びカード利用料金に対する管理料を変更することができる。

第20条 (カード利用料金等の支払い)

カード利用者は、本組合が指定する金融機関にカード利用料金等の払込のための自己の口座を設定する。

2 前項に定めるカード利用料金等は、原則として毎月月末締め切り、カード利用者は本組合が指定した期日および方法により支払う。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合がある。

3 カード利用者は、毎月本組合が通知または発行するカード利用料金等の請求書に基づき第1項の口座において滞滞することなくカード利用料金等を支払う。

4 カード利用料金等の支払いに際して請求された内容に疑義がある場合は、カード利用者と高速会社との間で解決するものとし、本組合への支払義務を免れないものとする。

第21条 (全商連ETCカード保守サービス)

カード利用者は、別に定める「ETCカード保守サービスについて」を確認のうえ、カードの申込み併せて、全商連ETCカード保守サービスに加入する。

第5節 届出事項

第22条 (届出事項の変更)

カード利用者は、本組合に届け出た書類の内容等に変更があったときは、登録事項変更届に、届出事項の変更内容が確認できる書類その他本組合が必要と認める書類を添付して、速やかに本組合に提出する。

2 カード利用者は、本組合に届け出た車載器番号に変更があったときは、車載器管理番号変更届および領付書類を速やかに本組合に提出する。

3 カード利用者が届出事項の変更を選滞したこと、または不適切に行なったことにより生じる一切の責任は、カード利用者が負う。

第6節 厳守事項

第23条 (協力義務)

カード利用者は、次に掲げる事項について、高速会社および本組合に協力する。

- (1) 交通事故の防止に関すること
- (2) 交通マナーの向上に努めること
- (3) 車両制限令の遵守に関すること

- (4) 原因者負担金債務の速やかな履行に処すること
 - (5) その他本組合が必要と認める事項
- 2 カード利用者は、本組合がカードの提示を求めたときは、提示する。
- 3 カード利用者は、カードの利用について、高速会社または本組合が必要とする書類の提出を求めたときは、その書類を提出する。

第24条 (周知および説明の義務)

カード利用者は、カード利用者の使用人その他の従業者に対して、本章の内容を周知徹底し、本章に違反する行為を行わないよう適切な指導を行わなければならない。

第25条 (警告)

カード利用者は、カードの利用に関し本組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

第26条 (賠償責任)

本章の規定に違反したカード利用者は、当該事犯によって本組合および本組合の組合員が被る損害に対して、カード利用者は全額賠償を行う。

第3編 燃料カード事業

第1章 共通

第1条 (目的)

本編は、本組合等の行う燃料カード事業として、株式会社西日本宇佐美（以下、「西日本宇佐美」という。）および出光リテール販売株式会社ファイノイル西日本カンパニー（以下、「出光リテール販売」という。）が発行する燃料カード（以下、本章において「カード」という。）の利用について規定するものである。

第2条 (利用資格)

組合員等であることが、カードの利用資格とする。

第3条 (カードの貸与と取扱い)

カードについては、組合員等の所有する車両1台ごとに1枚、一連の車両番号整理番号を付して発行する。

2 ガソリンまたは軽油については、カード表面に記載された組合員等に所属する役員、社員、および本人が乗車し、かつ、カードに付された車両整理番号と同一の車両整理番号の車両の燃料油タンクへの給油にのみカードを利用することができる。カードの利用目的は、事業性のものに限る。領受もしくは小売等の販売、または換金を目的としてカードを使用することはできない。

3 組合員等は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用、管理しなければならず、組合員等は、カードを他人に貸与、譲渡、担保の提供預借等、カードの占有を第三者に移転することは一切できない。なお、偽造カードが作成され、使用された場合は、組合員等は被害状況の調査等に協力する。

4 カードの使用、管理に際して、組合員等が本編の規定に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、組合員等はそのカード利用料金等についてすべて支払いの責めを負う。

5 組合員等は利用資格消滅前、引渡しを受けたカードの有効期限が満了していても、直ちにカードの利用を中止し、本組合等に返却する義務がある。

6 組合員等は、追加発行され新たに引渡されるカードを利用することにより生じる組合員等の一切の債務を担保するため、第1編（総則）第8条（保証金）の規定に基づき、本組合等へ追加の保証金を預ける。

7 全商連は、組合員等からカードの再発行の依頼を受け、適当と認めた場合再発行されたカードを引渡す。

8 カードの券面に有効期限が記載されているカードの有効期限については、カード券面に記載の期日までとする。カードの有効期限が経過した場合、組合員等はカードを利用することができない。

9 カードの有効期限が到来する場合、本組合等が引き続き適当と認めた場合に限り更新カードを送付する。ただし、更新カードは、当該カードの使用履歴により自動発券されるもので、すべてのカードが発券されるものではない。また、更新カードの発券を受けた組合員等は、有効期限経過後のカードを直ちに切替の上廃棄する。

10 全商連がカード1枚あたりの販売限度額または販売限度数量を定めたときは、組合員等はこれを超えて商品を購入、またはサービスの提供を受けることはできない。ただし、当該販売限度額または販売限度数量を超えて商品を購入し、またはサービスの提供を受けた場合においても、組合員等は当該代金を支払わなければならない。

第4条 (カードの紛失、盗難等)

組合員等は紛失、盗難、退社、廃車その他各種事由により使用を停止するカードは、組合員等の手記に回収する等の「不正使用発生防止」の責を負い、遅滞なく書面で本組合等に報告し、手元へ回収後カードの現物を本組合等に返却する義務がある。もし、第三者が当該カードを取得し使用したとしても、前出の「不正使用発生防止」の責任により、発生した債務については、組合員等は異議なく全額を支払う。

2 組合員等がカードを紛失し、または盗難に遭ったときは、直ちに本組合等および所轄警察署にその旨を届けるとともに、所定の届出書により本組合等に通知する。

3 組合員等からの連絡を受け、本組合等は給油停止の処置を講じるが、不正利用のすべてについて防止できる処置ではない。当該カードで発生した債務については、組合員等は異議なく全額を支払う。ただし、各カード発行会社が定める規定に基づき、組合員等は発生した損害について、支払を免除される。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、組合員等はカードの紛失、盗難による損害の全部を負担する。

- (1) 損害が組合員等の故意または重大な過失によって生じた場合
- (2) 組合員等の従業員、家族、同居人、留守人等、組合員等の関係者によってカードが利用された場合
- (3) 紛失、盗難届の内容に虚偽の事実が含まれている場合
- (4) 組合員等が本編の規定に違反している状況において、カードの紛失、盗難が生じた場合
- (5) カードの署名欄に署名がない状態で損害が発生した場合

(6) 戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際にカードの紛失、盗難が生じた場合

(7) 組合員等が全商連の請求する書類を提出しなかった場合、提出した書類に虚偽または不正の事実が含まれている場合、全商連およびカード発行会社が行う損害状況の調査に協力しなかった場合その他組合員等が全商連の指示に従わなかった場合、または損害の拡大防止、軽減のための努力をしなかった場合

5 組合員等が紛失、盗難されたカードを発見した場合は、必ず本組合等に当該カードを送付する。

第5条 (価格)

燃料油（揮発油、軽油）の契約価格については、本組合等と協議し、決定する。ただし、高速道路内の給油所等での燃料油の価格については、カードを利用した取扱給油所が定める価格による。燃料油以外の商品および役務の価格については、カードを利用した取扱給油所が定める価格による。

2 本組合等は、西日本宇佐美、出光リテール販売と全商連の契約単価が変更になった場合は、契約価格を変更することができる。

3 本組合等は、新たに燃料油（揮発油、軽油）の契約価格および商品の価格を変更した場合、直ちに組合員等に通知する。組合員等は、本組合等から通知された改定価格に異議がある場合は、通知が到達した日から起算して14日以内に、通知をした本組合等に対し、書面により異議を申し立てることとし、異議の申立てがあった場合、再度、申込者と本組合等とで協議し、改訂後の契約価格を決定する。

4 本組合等は、新たに燃料油（揮発油、軽油）以外の契約価格を変更した場合、本組合等のホームページでの告知のその他本組合等所定の方法により通知する。本組合等により変更された契約価格を通知したにもかかわらず、組合員等により異議の連絡がない場合、組合員等が契約価格の変更へ同意したものと取り扱われるものとする。

5 本組合等は、組合員等の取引状況に問題を認めた場合、単価、支払条件、その他条件を変更し、またその取引を制限することができる。

第6条 (カード利用料金等の支払い)

組合員等は全商連に対し、カードで購入した商品または提供を受けた役務の代金、その他燃料カード事業の利用に関して全商連に対して負担する一切の債務（以下、本章において「カード利用料金等」という。）について、当月1日から当月末日までのカード利用料金等を、翌月28日（金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日）に、全商連が指定する収納代行会社の預金口座振替により一括して支払う。

2 前項の規定に定めたカード利用料金等の支払いがなされない場合、本組合が組合員等からカード利用料金等の回収を行うことができる。

第7条 (届出事項の変更)

組合員等が本組合等指定の書式により本組合等に届け出た組合員等の番号もしくは名称、所在地もしくは住所、請求書送付先、代金決済口座、または犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく事項（実質的支配者等）等の情報に変更が生じた場合は、遅滞なく本組合等へ連絡し、指定の書式にて所定の手続きをする。

2 前項に定める届出を怠った場合、給油サービス等の提供を休止する場合がある。

3 正当な理由なく組合員等の情報の変更を隠蔽しようとした場合、利用資格の剥奪を行う場合がある。

第8条 (給油所との紛争)

カードの利用により購入した物品または提供を受けた役務その他のサービスもしくは供与を受けた便益に関する紛争は、すべて組合員等と利用した給油所との間において解決する。

第9条 (損害賠償)

組合員等は、本編に違反した場合、偽造カードの作成、使用について故意または過失がある場合等、組合員等の責めにより西日本宇佐美、出光リテール販売、ENEOS株式会社、本組合等または第三者に損害を発生させた場合、その損害について賠償の責めを負う。

第2章 株式会社西日本宇佐美発行カード

第1節 「宇佐美給油カード」、宇佐美U1カード」、元売りカード」

第1条（カードの貸付と取扱い）

全商連は、組合員等からの申し出を受け、本組合等が適当と認めた場合、組合員等に西日本宇佐美が発行し全商連が貸付を受けた「宇佐美給油カード」または「宇佐美U1カード」（以下、「宇佐美カード」という。）を引渡す。

2 全商連は、組合員等からの申し出を受け、本組合等が適当と認めた場合、組合員等に西日本宇佐美が発行し全商連が貸付を受けた「元売りカード」を引渡す。「宇佐美カード」と「元売りカード」を以下、本章において「カード」という。

3 カードの追加発行は、本組合等指定の書類での申請のみ受け付ける。また、「宇佐美カード」の所有権は西日本宇佐美に、「元売りカード」の所有権は発行の元売り会社へ帰属する。

第2条（カードの利用方法等）

「宇佐美給油カード」の引渡しを受けた組合員等は、宇佐美直営給油所または「宇佐美カード」利用可能表示をした代行店（以下、「代行店」という。）に「宇佐美給油カード」を呈示することにより、石油製品、自動車関連商品を購入することができる。ただし、発行された「宇佐美給油カード」で表示された（または購入可能な）商品のみでの購入となる。

2 「宇佐美U1カード」の引渡しを受けた組合員等は、宇佐美直営給油所または代行店ならびに提携元売り系列販売店に「宇佐美U1カード」を呈示することにより石油製品、および自動車関連商品を購入することができる。ただし、当該販売店の都合により、取り扱いできない場合がある。また、購入できるのは発行カードに表示された（または購入可能な）商品のみであり、自動車用燃料以外の商品は、契約価格と異なる場合がある。

3 「元売りカード」の引渡しを受けた組合員等は、引渡しを受けた「元売りカード」と同じ元売り系列の給油所にカードを呈示することにより石油製品、および自動車関連商品を購入することができる。ただし、当該販売店の都合により、取り扱いできない場合がある。また、購入できるのは引渡しを受けた「元売りカード」に表示された（または購入可能な）商品のみであり、自動車用燃料以外の商品は、契約価格と異なる場合がある。

4 組合員等が、引渡しを受けた「元売りカード」を所持せず利用資格を行使しようとして、引渡しを受けた「元売りカード」の利用が可能な給油所を訪れ、給油その他のサービスの購入を求めた場合は、原則として商品の購入およびサービスの提供を受けることはできない。ただし、緊急時対応の場合、宇佐美直営給油所においては組合員等からの本組合等指定の書面による連絡があり、来店者が真正なる組合員等と確認できた場合、この限りではない。

第3条（カードの利用料金等の支払い）

5 前章（共通）第6条（カード利用料金等の支払い）において、カード利用料金等の支払いについて、西日本宇佐美が発行する請求書をもって、全商連から組合員等に対するカード利用料金等の支払いの請求書とする。組合員等に対するカード利用料金等の売掛金の債権者は、全商連となる。

第4条（宇佐美カードの更新）

カードの券面に有効期限が表示されていないカードの有効期限については、組合員等が全商連に当契約を申し込んだ申込日より1ヵ年とする。ただし、期間満了前の1ヶ月前以上前、全商連が当契約の解約の意思表示をしないうちに、さらに同一条件で自動更新する。

2 現在、有効期限の記載のないカードであって、その期間中であっても、諸事情により前項による期間満了の時期、自動更新する際、有効期限のあるカードに変更することができる。

第5条（うさナビ サービスの利用）

組合員等は、株式会社宇佐美給油の提供する「うさナビ」サービスへの申し込みをして同サービスの提供を受けることができる。

2 「うさナビ」の利用に関しては、組合員等は別途「うさナビ利用者規約【全国商工業協同組合連合会 加入組合・賛助会員 組合員用】」、西日本宇佐美のプライバシーポリシーの内容を理解し同意したうえで利用する。

うさナビ 会員サイト URL : <https://usanavi.net/ums/index.jsp>

第6条（個人情報の取扱い）

西日本宇佐美は、対象サービスの管理、運営に当たって、西日本宇佐美が組合員等から取得した個人情報は、別途定める「個人情報保護方針」および「プライバシーポリシー」に従って取り扱う。

個人情報保護方針 URL : <https://usami-net.com/content/policy/>

プライバシーポリシー URL : <https://usami-net.com/content/privacy/>

2 西日本宇佐美は、組合員等が対象サービスの利用を停止しまたは対象サービス独自の会員制度から退会等（理由は問わない）したとしても、組合員等が別途本組合等の定める手続きに従い組合員等の情報を抹消しない限り、組合員等の個人情報を保有し利用し続けることができるものとし、組合員等は、これを予め同意する。

3 西日本宇佐美への個人情報提供は任意となるが、個人情報の提供がなされない場合は、西日本宇佐美が提供するサービスの一部または全部が利用できないことがある。

4 西日本宇佐美が取得した個人情報は一部または全部を外部委託することがある。なお、委託先における個人情報の取扱いについては西日本宇佐美が責任を負う。

5 組合員等および組合員等の代表者は、次の同意条項にカードの申し込みをもって同意するものとする。

(1) 西日本宇佐美が、本章に基づく申込者に関する個人情報を、与信業務および債権管理業務等を主目的とし、取得、保有、利用すること。

(2) 前項の情報を西日本宇佐美の取り扱い商品や特典等の案内、営業活動に関するお知らせなどの発送に利用すること。

(3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいて、申込担当者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報の保有。

6 西日本宇佐美は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できないよう加工した統計データを作成することがある。個人を特定できない統計データについては、西日本宇佐美は何ら制限なく利用することができる。

7 西日本宇佐美は、組合員等により対象サービスの利用を通じて提供された年齢や性別、職業、居住地域等の属性情報（組み合わせることによっても個人が特定できないものに限る）および対象サービスにおける組合員等の行動履歴を取得し、対象サービスの提供に必要な範囲で利用することができることに、組合員等は予め承諾する。なお、西日本宇佐美は、法律上の根拠に基づき要求された場合および組合員等の同意を得た場合を除き、組合員等の個人を特定できる情報を第三者に開示しない。

第7条（サービスの終了）

西日本宇佐美は、西日本宇佐美の裁量により、本章のサービスの一部または全部の終了を行うことができる。

2 西日本宇佐美は、前項より組合員等および第三者に損害が生じた場合であっても、理由の如何を問わず一切の責任を負わない。

第2節 「元売りカード」のうち「ENEOS FC」

第8条（カードの利用方法等）

「ENEOSカード」については、全国のENEOS FC加盟給油所（以下、「FC加盟給油所」という。）で利用できる。

2 組合員等は、「FC加盟給油所」で「ENEOSカード」を呈示することで、組合員等が「ENEOSカード」申込み時に「ENEOSカード」ごとに本組合等に申し出て、所定の申込書に記載した、ガソリン、軽油から購入を希望して選択した商品（以下、本章において「購入選択商品」という。）ならびに洗車、オイルおよび尿素水（以下、本章において「購入可能商品」という。）を購入することができる。その際、「FC加盟給油所」が発行した売上伝票の記載内容を確認し、売上伝票の所定の欄に、組合員等（法人名）の記入と「ENEOSカード」を利用した方の署名とを行ったうえで、売上伝票（控）を受け取る。

3 購入選択商品および洗車については、カード表面に表示する。なお、組合員等が「ENEOSカード」を利用して購入選択商品および購入可能商品以外の商品を購入した場合、組合員等は、購入代金を支払わなければならない。

4 組合員等は、セルフ式の「FC加盟給油所」でガソリン、軽油等を購入する場合、売上伝票への署名を省略することに同意した上で「ENEOSカード」を利用する。

5 第2項の規定にかかわらず、組合員等はENEOS株式会社が特に認めた商品に限り、「FC加盟給油所」と合意の上、「ENEOSカード」の呈示および署名を省略し、商品の購入およびサービスの提供を受けることができる。

6 前4項の場合においては、「FC加盟給油所」が売上伝票または売上データをENEOS株式会社に提出した時点で、購入選択商品および購入可能商品については全商連が、組合員等に対して販売したもののみとする。

7 「ENEOSカード」利用により購入する購入選択商品およびオイルの価格については、組合員等と本組合等との間で定めた価格とし、洗車および尿素水の価格については、利用した「FC加盟給油所」が定めた価格とする。

8 一部の「FC加盟給油所」では、購入可能商品の販売を実施していない場合がある。

第9条（カード利用者のカードの全部に対する利用停止）

ENEOS株式会社は、西日本宇佐美が廃業した場合、組合員等に通知することなく「ENEOSカード」の利用を停止することができる。

第10条（権利義務の承継）

ENEOS株式会社が他の会社へ「ENEOSカード」に関する権利義務を移譲したときは、ENEOS株式会社と組合員等との権利義務は、当該他の会社へ継承される。

2 西日本宇佐美が「ENEOSカード」の取扱いを取り止めた場合は、別のカード発行店から組合員等に取引継続の案内をする場合がある。この場合において、西日本宇佐美またはENEOS株式会社は、組合員等の情報を当該別の発行店に提供する場合があります。組合員等は予めこれに承諾する。

第11条（個人情報の取扱い）

組合員等は、ENEOS株式会社が本契約にかかわる組合員等の個人情報を、次の目的のため、西日本宇佐美と共同して利用することに同意する。

- (1) 「ENEOS カード」申込み情報、変更情報管理、利用実績、金額の集計、お知らせ等のため
 - (2) ENEOS 株式会社の商品、サービスおよびフェア開催の案内に関する宣伝物、目録物等の送付のため
 - (3) 市場調査、商品開発、サービス向上を目的としたお客様向けアンケートの依頼のため
- 2 前項に基づき ENEOS 株式会社と西日本宇佐美が共同して利用する組合員等の個人情報、次の各号に定める事項とする。
- (1) 氏名、住所、電話番号、車両番号等、所定の申込書等に記入した事項および申告した事項
 - (2) 本申込みに関する申込日、契約日など契約内容に関する事項
 - (3) 本申込みに基づく利用状況、取引履歴等
- 3 組合員等は、ENEOS 株式会社から法令に基づき提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公共機関等に組合員等の個人情報を提供することに同意する。
- 4 組合員等は、本組合等、西日本宇佐美を通じて ENEOS 株式会社に対し第 1 項から第 3 項各号に定める事項について、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示、訂正、削除するよう請求することができる。
- 5 ENEOS 株式会社は前項に定めた開示の結果、万一、登録された個人情報の内容が事実ではないことが判明した場合、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じる。ただし、第 2 項第 1 号に定める事由に変更があった場合で、組合員等が本組合等に対し登録内容の変更の届出を怠っていたために生じた相違については、組合員等は速やかに変更手続きをとる。開示、訂正、削除の要求については、本組合等まで連絡する。
- 6 組合員等から本条により同意を得た範囲内で組合員等の個人情報を利用していることに関し、中止の申し出があった場合、ENEOS 株式会社はそれ以降の個人情報の利用を中止する措置を取る。ただし、この場合 ENEOS FC システムの運営に支障が生じるために、ENEOS 株式会社は「ENEOS カード」の利用資格を取り消すこととなる。中止の申し出については、本組合等まで連絡する。
- 7 ENEOS 株式会社または西日本宇佐美が合併、業務譲渡等の方法により事業を他事業者へ承継させた場合、組合員等の個人情報は当該他事業者へ承継される。

第 3 章 出光リテール販売株式会社ファイナイル西日本カンパニー発行カード

第 1 条 (カードの貸与と取扱い)

全商連は、出光リテール販売が発行した全商連に貸与した TRUST&FLEX および出光 Biz カードトラスト (以下、本章において「カード」という。)を組合員等に引渡す。

2 カードの所有権は出光クレジット株式会社 (以下、「出光クレジット」という。))に属する。

第 2 条 (カードの利用方法等)

組合員等は、利用申込に際し、販売可能な揮発油、軽油 (以下、本章において「販売可能商品」という)の種類をカード単位に指定する。また販売可能商品はカード前面に表示される。組合員等は販売可能商品の範囲変更を希望する場合、本組合等を通じて出光リテール販売に申込みをする。

2 組合員等は、出光興産株式会社 (以下、「出光」という。))およびその関係会社の特約販売店等の給油所および昭和シェル石油の特約販売店 (併せて以下、「系列店」という。))において、カードを提示し所定の伝票にカード使用者の署名を行うことにより、物品を購入し、または役務その他のサービスの提供を受けることができる。ただし、系列店に設置されている端末機によっては、当該系列店では利用できないことがある。系列店で購入できる商品は、次のとおり

[1] 自動車用燃料油・・・燃料油タンク容量まで

[2] その他自動車関連商品サービス等・・・自動車の通常運行に必要な数量または金額

(2) 高額な家庭用電気製品、スポーツ用品、衣類等、通常系列店で取り扱っていない商品、金券 (出光クレジットおよび出光の指定するその系列店のみで使用可能なものは除く)、その他出光クレジットおよび出光がカードの利用ができないものとして指定した物品を購入し、または役務その他のサービスの提供を受けることはできない。

3 出光リテール販売が確認、組合員等から申し出があった場合、組合員等はカードの呈示および所定の伝票に対する署名を省略することができる。

4 カードの取扱店によっては、商品の販売、または役務の提供ができない場合がある。また利用限度数量等によりカードの利用ができない場合がある。

5 組合員等は、カードの取扱店が取得する債権を出光リテール販売が譲り受けることをあらかじめ承諾する。なお、カードの利用により生じた債権について、カードの取扱店に対して有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該利用ごとに、当該利用をもって承諾する。

6 カードの利用に際し、購入する物品もしくは提供を受ける役務等、または利用金額によっては承認が必要になる。この場合、組合員等はカードの取扱店がカードの利用に関する照会をおこなうことをあらかじめ承諾する。また、組合員等のカード利用が適当でない」と判断した場合等にはカードの利用を断る場合がある。

第 3 条 (カードの利用料金等の支払い)

カード利用料金等のうち、燃料油 (揮発油、軽油) の代金は、組合員等と本組合等で決定する価格とし、その他の商品および役務の代金は、カードを利用した系列店が定める価格による。

2 第 1 章 (共通) 第 6 条 (カード利用料金等の支払い) において、カード利用料金等の支払いについて、出光リテール販売が発行する請求書をもって、全商連から組合員等に対するカード利用料金等の支払いの請求書とする。組合員等に対するカード利用料金等の売掛金の債権者は、全商連となる。

第 4 条 (個人情報の取扱い)

組合員等および組合員等の代表者は、カードの利用に関し、出光系列給油所運営会社 (以下、本章において「発行店」という。))との取引に関する与信判断および与信後の管理、ならびに第 4 項から第 6 項に定める営業活動のため、出光リテール販売が次の情報を保護措置を講じた上で取得、保有、利用、提供することに同意する。ただし、第 2 項は組合員等および組合員等の代表者の同意条項に含まれない。

- (1) 利用申込書類に組合員等および組合員等の代表者が記載した組合員等および組合員等の代表者の氏名、住所、電話番号等および利用申込書類以外で組合員等または組合員等の代表者が届け出た事項
- (2) 各取引に関する利用日、商品名、利用金額
- (3) 「犯罪収益移転防止法」に基づき組合員等および組合員等の代表者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報
- (4) 各取引に関して組合員等および組合員等の代表者が出光リテール販売またはその委託先への問合せや申立ての際に取得した情報 (音声、映像等の電磁的記録を含む)
- (5) 官報や電話帳等一般に公開されている情報

2 申込担当者は、利用申込みに関し、出光リテール販売が発行手続きのため、次の情報を保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに合意する。ただし、申込担当者には、本項および第 4 項から第 9 項において「組合員等の代表者」は「組合員等の代表者および組合員等の申込担当者」と読み替える

- (1) 申込担当者が利用申込書類に記載したその氏名、住所、生年月日等および申込書以外で本人が届け出た事項

(2) 「犯罪収益移転防止法」に基づき申込担当者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報

3 各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を業務先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じた上で第1項により取得した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがある。なお、当該委託先企業は、受託した業務の一部または全部を、個人情報の保護措置を講じた上で再委託できる。

4 組員等および組員等の代表者は、出光リテール販売が下記の目的のために第1項に定める利用目的以外に、出光リテール販売の事業におけるサービス提供、宣伝物、印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービスやアンケート等による市場調査、および第三者から受託した当該第三者の宣伝物、印刷物の送付、電話による営業案内に利用することに同意する。

5 組員等および組員等の代表者は、下記の提携会社が、自らのサービスの提供、宣伝物、印刷物の送付、電話による営業案内に第1項(1)(2)の個人情報を利用することに同意する。

(1) 出光興産株式会社

〒100-8321 東京都千代田区丸の内3-1-1

ホームページアドレス <https://www.idss.co.jp/>

(2) 出光クレジット株式会社

〒130-0026 東京都墨田区両国2-10-14

ホームページアドレス <https://www.idemitsuCARD.com>

※1 出光興産株式会社および出光クレジット株式会社の事業内容は、上記ホームページを参照する。

※2 共同利用する個人情報の管理については出光リテール販売が責任を有する。

6 組員等および組員等の代表者は、前2項による利用について、中止の申し出ができる。ただし、組員等および組員等の代表者に送付する請求書等に記載される営業案内、およびその同封物についてはこの限りではない。

7 組員等および組員等の代表者は、出光リテール販売および第5項の提携会社に対して、組員等および組員等の代表者の情報を開示するよう請求することができる。請求にあたっては、本組合等に連絡する。

8 組員等および組員等の代表者が、利用申込書類に記載すべき事項を記載しない場合および本章の個人情報の同意条項の内容の一部または全部を承認できない場合、利用申込みに対する承諾がされない場合がある。ただし、第4項と第5項に同意しない場合、これを理由に申し込みを拒否しない。

9 7項以外の、組員等または組員等の代表者の個人情報に関する問い合わせについては、本組合等に連絡する。

10 各利用申込手続きが不成立の場合にも、その成立の理由のいかんを問わず、出光リテール販売が取得した個人情報は、組員等または組員等の代表者との新たな利用申込に際して、与信目的に利用できるが、それ以外に利用しない。

第5条（業務委託）

出光クレジットおよび出光リテール販売は必要に応じて、組員等に対する各種サービスの提供、データ処理、債権管理に係る業務およびこれらに付随する事務を、出光クレジットおよび出光リテール販売が適当と認める第三者（秘密保持を約束する者に限る）に委託することができる。

2 出光クレジットおよび出光リテール販売は、前項の業務の委託が必要な範囲内で、組員等が出光クレジットおよび出光リテール販売に提供した情報および組員等のカード利用に関する情報を、前項の業務を処理する者に預託することをあらかじめ同意する。

第6条（犯罪による収益の移転防止に関する法律）

その他次の事項をあらかじめ承諾する。

出光と出光クレジット（以下、「TRUST&FLEX 運営者」という。）が組員等の実質的支配者について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者（PEPs 関係者）に該当する可能性があると判断した場合、TRUST&FLEX 運営者は、所定の追加確認を行うことがある。この場合、TRUST&FLEX 運営者は、当該追加確認が完了するまでの間、組員等に対する通知を行うことなく、カードの利用の停止の処置をすることがある。

第7条（本契約の解約、資格取消後のカード利用料金等の取扱い）

組員等は、本契約の解約後または資格が取り消された後であっても、第2条（カードの利用方法等）第5項の規定により、出光リテール販売がカード利用料金等の債権を譲り受けること、およびカードの不正利用により生じた損害につき、これを第1章（共通）第4条（カードの紛失、盗難）の規定により処理することを承諾する。

第4編 共同購買事業

第1条 (定義)

紹介割型は、本組合等が組合員等に対してサービス提供企業との契約を紹介し、組合員等が当該サービス提供会社との契約を行う方式をいう。

一括購入型は、本組合等が商品、サービス等を仕入れ、組合員等へ販売を行う方式をいう。

第2条 (適用範囲)

本編の規定は、一括購入型の場合にのみ適用されるものとし、紹介割型の場合、組合員等と紹介先との間で個別に契約を締結するものとする。

第3条 (個別契約)

一括購入型の対象商品（以下、本編において「商品等」という。）を購入する場合、その都度、個別契約を締結し、品名、単価、数量、納期、納入場所、支払方法等の取引条件は個別契約において定める。

第4条 (検収)

組合員等は、本組合等から商品等の納入を受けたときは、本組合等に対し直ちに受領書を発行するとともに、すみやかに商品を検査し（以下、本編において「受入検査」という。）、合格したもののみを受け入れる（以下、本編において「検収」という。）。

受入検査の結果、商品等の瑕疵または数量不足を発見したときは、組合員等は本組合等に対し、商品等を受領後7日以内に書面をもって通知しなければならない。組合員等が商品を受領した後7日を経過しても組合員等から書面による通知がない場合、検収に合格したものとみなす。

第5条 (瑕疵担保責任)

本組合等が納入した商品等に、前条（検収）による受入検査によっても発見できない瑕疵があるときは、納入後6ヶ月以内に組合員等から本組合等に対して書面による通知がなされた場合に限り、本組合等は商品等の交換に応じるものとし、その後は一切の責任を負わない。

第6条 (所有権の移転)

商品等の所有権は、組合員等が本組合等に対し商品の売買代金の全額を支払った時（代金の支払が手形、小切手、電子記録債権による場合は、当該手形、小切手、電子記録債権が支払期日に決済された時）に本組合等から組合員等へ移転する。

第7条 (危険負担)

商品等の納入前に生じた商品の滅失、毀損、盗難、紛失その他一切の損害は、組合員等の責めに帰すべきものを除き、本組合等の負担とし、商品の納入後に生じた商品の滅失、毀損、盗難、紛失その他一切の損害は、本組合等の責めに帰すべきものを除き、組合員等の負担とする。

第8条 (不可抗力等)

天災地変、戦争、暴動もしくは輸送機関の事故または労働争議、その他本組合等の責めに帰すことができない事由により本組合等が本約款に関する契約または個別契約が履行できない場合、本組合等はその責めに任じない。この場合、本組合等と組合員等は速やかに善後策を協議する。

第9条 (本組合等の損害賠償責任)

本組合等は、第3条から第5条に基づき商品等を納入する義務のみを負い、当該商品等の納入義務を履行しない場合にのみ、組合員等に対して損害賠償責任を負う。

本組合等は、商品等の品質および性能に関して一切の保証をするのではなく、商品等の品質および性能に関して一切の損害賠償責任を負わない。

第10条 (処分)

第1編第7条（返還義務）の場合、本組合等お返還を受けた商品を任意に換価処分もしくは評価のうえ、その処分代金もしくは評価額をもって組合員等の債務および諸費用の全部または一部に充当することができる。

前項の場合、充当金が債務および諸費用の合計額に満たないときは、組合員等は本組合等に対し、直ちにその不足額を支払う。充当の結果、剰余が生じたときは、本組合等は組合員等に対し、その金額を支払う。

附 則

1. 本約款は、2025年3月1日から施行する。
2. 2020年4月1日より、「ETC コーポレートカード割引制度利用約款」、「ユーシー法人ETC カード利用約款」、「宇佐美カード及びENBOS FC カード（西日本宇佐美発行）の取扱いに関する同意条項」および「TRUST&FLEXの取扱いに関する同意条項」を統合して、事業利用約款を施行する。
3. 2023年1月1日付け事業利用約款（以下「旧約款」という。）は、本約款の適用をもって廃止する。ただし、UC 法人ETC カードを利用した場合は、旧約款第2編（ETC カード事業）第2章（UC 法人ETC カード）の規定を適用する。
4. 本約款の適用前に旧約款の規定に基づき行われた手続で、本約款の適用の際現に効力を有するものは、本約款の規定により行われたものとする。